

AOSignサービス運用規程 新旧対照表

(下線箇所は変更部分)

変更(Ver.10.11)	現行(Ver.10.10)
<p>3.1.7 発行申込権者および発行申込時に必要な書類</p> <p>発行申込権者は利用者のみとし、利用者以外による発行申込は認めない。ただし、当社窓口に発行申込時に必要な書類を持参する者は、利用者以外でも構わない。</p> <p>利用者は、電子証明書の発行申込にあたり、以下の書類を提出する。</p> <p>また、以下の書類には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号の記載がないものとするが、当該番号の記載がある場合には、本認証局が墨塗りを行うことに同意する。</p> <p>(1) 発行申込書 本認証局所定の様式により、利用者の記名押印(実印)されていることを必須とし、以下の事項を含むものとする。</p> <p>なお、利用者が外国人であって、個人の実印を所有していない場合は、発行申込書の押印欄に、自署が行われていることを必須とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名(旧姓および住民票の写しまたは住民票記載事項証明書記載の通称等を含む。)、住所、生年月日 ・電子証明書の用途(電子調達、電子申請、電子商取引、電子文書保存) ・利用者氏名のローマ字表記 <p>また、本サービスでは利用者が企業等に所属することを前提に電子証明書を発行する。本申込書には、利用者の所属する企業等が「本申込について同意する」旨の確認条項が明示しており、企業等の記名押印(代表者印)されていることが必須である。ただし、この取扱は電子署名法の認定対象外である。</p> <p>なお、本認証局は、押印に使用する印鑑を実印(商業登記のない法人の場合は、当該法人が公的機関に届け出た書類または公的機関が発行した書類(公示を含む。))に押印した印を含む。以下、同じ。)に限り、利用者および企業等の意思表示の証としてこれを求める。</p>	<p>3.1.7 発行申込権者および発行申込時に必要な書類</p> <p>発行申込権者は利用者のみとし、利用者以外による発行申込は認めない。ただし、当社窓口に発行申込時に必要な書類を持参する者は、利用者以外でも構わない。</p> <p>利用者は、電子証明書の発行申込にあたり、以下の書類を提出する。</p> <p>また、以下の書類には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号の記載がないものとするが、当該番号の記載がある場合には、本認証局が墨塗りを行うことに同意する。</p> <p>(1) 発行申込書 本認証局所定の様式により、利用者の記名押印(実印)されていることを必須とし、以下の事項を含むものとする。</p> <p>なお、利用者が外国人であって、個人の実印を所有していない場合は、発行申込書の押印欄に、自署が行われていることを必須とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名(旧姓および住民票の写しまたは住民票記載事項証明書記載の通称等を含む。)、住所、生年月日 ・電子証明書の用途(電子調達、電子申請、電子商取引、電子文書保存) ・利用者氏名のローマ字表記 <p>また、本サービスでは利用者が企業等に所属することを前提に電子証明書を発行する。本申込書には、利用者の所属する企業等が「本申込について同意する」旨の確認条項が明示しており、企業等の記名押印(企業等代表者印)されていることが必須である。ただし、この取扱は電子署名法の認定対象外である。</p> <p>なお、本認証局は、押印に使用する印鑑を実印(商業登記のない法人の場合は、当該法人が公的機関に届け出た書類または公的機関が発行した書類(公示を含む。))に押印した印を含む。以下、同じ。)に限り、利用者および企業等の意思表示の証としてこれを求める。</p>

AOSignサービス運用規程 新旧対照表

(下線箇所は変更部分)

変更(Ver.10.11)	現行(Ver.10.10)
<p>4.4.4 失効申込・失効届出の審査</p> <p>失効の手続は通常、失効申込権者が失効申込データを送信する、または失効申込権者(もしくは失効届出権者)が所定の失効申込書(もしくは失効届出書)を本認証局に提出することにより開始される。</p> <p>失効申込書、失効届出書および失効申込データの記載内容は以下の事項を含むものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 失効届出書(企業等届出用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子証明書カード番号 ・ 利用者氏名 ・ 失効理由 ・ 失効届出者(企業等)の商号・名称、代表者氏名、本店住所、押印(代表者印) 	<p>4.4.4 失効申込・失効届出の審査</p> <p>失効の手続は通常、失効申込権者が失効申込データを送信する、または失効申込権者(もしくは失効届出権者)が所定の失効申込書(もしくは失効届出書)を本認証局に提出することにより開始される。</p> <p>失効申込書、失効届出書および失効申込データの記載内容は以下の事項を含むものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 失効届出書(企業等届出用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子証明書カード番号 ・ 利用者氏名 ・ 失効理由 ・ 失効届出者(企業等)の商号・名称、代表者氏名、本店住所、押印(<u>企業等</u>の代表者印)